

#### 4-2. 自動車線維持機能の対象拡大に関する要件について (UN-R157)

- 適用範囲
  - 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）。
  
- 概要
  - 「高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置に関する協定規則（第157号）」の適用車種拡大（乗用車から大型車（バス・トラック）に係る補足改訂が、令和3年11月の国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において合意されたことを踏まえ、今般、国内基準の改正を行う。
  - 従来の乗用車等に加え、その対象を大型車にまで拡大する。
  
- 改正時期（予定）： 令和4年6月下旬
  
- 適用時期（予定）： 新 型 車：令和4年7月1日